

議案才四十六号

昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する
利子補給及び損失補償に關する件

昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の水害による被害農林漁業者等に対する融通資金の記帳範囲内において利子補給及び損失補償をなすものとする

記

一金 一〇五二〇〇〇円

昭和二十九年三月九日提出

三朝所長 坂出雅巳

昭和二十九年三月十二日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 康

